

第59回 地方分権改革有識者会議  
第168回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：令和6年8月7日（水）10：00～11：16

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、伊藤正次議員、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕

工藤彰三内閣府副大臣、井上裕之内閣府事務次官、原宏彰内閣府審議官、坂越健一内閣府地方分権改革推進室室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

（1）令和6年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について

---

（市川座長）定刻になりました。お暑い中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

一部議員の方が、まだウェブ等で入られていませんが、石井構成員と大橋議員は少し遅れられるとの連絡を頂いておりますので、始めさせていただきます。

ただいまから、第59回地方分権改革有識者会議と第168回提案募集検討専門部会の合同会議を開催いたします。

本日は、工藤内閣府副大臣に御出席いただいております。

なお、有識者会議の沼尾議員、宮田議員、湯崎議員、提案募集検討専門委員会の磯部構成員は所用のため御欠席となっております。

まず、最初に工藤副大臣から御挨拶を頂きたいと思います。お願いいたします。

（工藤内閣府副大臣）座って失礼いたします。

おはようございます。内閣府副大臣の工藤彰三でございます。皆様方におかれましては、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

特に提案募集検討専門部会におかれましては、関係府省や地方三団体からのヒアリングを行い、精力的に御議論いただき、重ねてお礼を申し上げます。

本日は、令和6年の提案募集について、関係府省からの第1次回答の状況を踏まえた今後の進め方等を御審議いただく予定でございます。これまでのところ、各府省との間で検討の方向性が合致している事項もあれば、そこまでには至っていない事項もあると

承知しております。地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、調整を加速してまいりたいと考えております。

皆様におかれましては、なお一層御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日も活発な御議論をお願い申し上げます。

また、本当に酷暑の中、先生方におかれましては、役所の方まで足を運んでいただきます御労苦に心から感謝を申し上げ、御挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、ここで工藤副大臣は公務のため御退室されます。どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、7月に内閣府幹部の人事異動があったとお伺いしておりますので、よろしければ新しく御就任されました井上内閣府事務次官、原内閣府審議官より一言御挨拶をいただければと思います。

(井上内閣府事務次官) おはようございます。井上でございます。このたびの人事異動で事務次官を拝命いたしました。

これまで内閣府審議官としまして3年間、本分権会議に参加させていただきまして御議論を拝聴させていただき、骨太等々に私なりに反映するべく微力ながら仕事をさせていただいたつもりでございます。

今後につきましても、引き続き様々な形で御議論を拝聴しながら勉強させていただき、そして、ここの場の議論をできるだけたくさん行政に反映できるように引き続き頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日は所用ですぐに出ますけれども、今後とも時間の許す限り、しっかり参加させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、原内閣府審議官、お願いいたします。

(原内閣府審議官) 7月5日付けで内閣府審議官に就任いたしました原宏彰でございます。

どうぞよろしく願いいたします。前任は官房長でしたので、皆さんに御議論いただいた後の法案の国会への手続とか、法案審議は室長と大臣にやっていたわけでございますけれども、出来上がりのところは2年間、あるいは総務課長を含めると5年間ぐらいやらせていただいたわけございまして、それなりに御議論は理解をしているつもりでございます。今後ともこれまでの経験を生かして頑張りたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

また、事務局の方でも人事異動があったとのことですので、事務局の方からもメンバーを御紹介いただければと思います。

(坂越室長) 7月5日付けで分権室長を拝命いたしました坂越と申します。直前は京都市の副市長を2年間やっておりましたので、そういう経験も生かしながら地方分権の推進に尽力してまいりたいと思いますので、御指導よろしくお願いいたします。

(市川座長) ありがとうございます。

(平沢参事官) 7月19日付けで総括担当の参事官を拝命しました平沢と申します。分権室内の異動になります。よろしくお願いいたします。

(市川座長) ありがとうございます。

メンバーも替わりまして、これからまた活発な議論を重ねていきたいと思います。

それでは本日の議事に入ります。議事1の令和6年の提案募集方式等について、まず、大橋部会長から提案募集検討専門部会における検討状況等の御説明をお願いいたします。

(大橋部会長) それでは、私から提案募集検討専門部会における検討状況につきまして、御報告いたします。

専門部会では関係府省及び地方三団体からそれぞれヒアリングを実施いたしました。以下、ヒアリングの概要と今後の進め方について御説明いたします。

まず、関係府省ヒアリングにおける議論状況ですが、一定の議論の進展があったものの、現段階では対応が困難でありますとか、今後検討とされた回答も見られます。

地方から寄せられました提案は全国一律の基準が過疎自治体の実情に合わず、住民サービスの空白が生じたり、滞るケースがあることの改善を問うもの、又はデジタル化の恩恵が地方自治体や住民に行き届いていない点を指摘するなど、いずれも地方の切実な要望を反映したもので、住民サービスや自治体行政の充実に直結する大変重要な提案であると受け止めております。

ヒアリングにおきましては、関係府省に対し、全国一律の基準について地域の実情に合った基準の見直しを進めることが必要ではないか、デジタル化時代に即した柔軟な検討が必要ではないか、地方自治体の実態及び意向を聴取の上、提案実現に向け、スケジュールも含めて具体的検討が必要なのではないかといったような点を指摘いたしました。

全国知事会、全国市長会及び全国町村会から実施いたしましたヒアリングについては、資料3-1から3-3を参照いただきたいと思います。地方三団体から提案募集方式及び個別提案に対する御意見を頂きました。具体的には重点募集テーマであるデジタル化について、人口減少社会における重要な要素であり、積極的な検討を求める旨の御意見や、計画策定等が地方にとって大きな負担となっていることを踏まえ、ナビゲーションガイド等に沿った見直しを求める御意見を頂きました。

また、提案団体の意向を踏まえた積極的検討を求めるとともに、特に実現を求める事項や検討を進めるに当たっての留意点についての御指摘もございました。それらを踏まえて今後検討を進めていきたいと思っております。

今述べました2つのヒアリングを実施いたしました感想として、1点述べさせていただきます。今年度はデジタル化を重点課題とした上で、類似の問題の解消を他の事例にまで拡張するといった横展開という2つを主眼に置いて進めております。代表例が住基ネットワークの活用提案でございます。

また、デジタル化といった視点で自治体の支障を見ていきますと、紙や電話を利用して大量の人的資源を投入するといったアナログな行政実務がいまだに多く見られているという事実に驚きます。例えば地方税処理のため、東京都単体でも例年4万件もの事務に対し、人海戦術を余儀なくされております。住基ネットワークなり戸籍システムを自治体が柔軟に利用できさえすれば、自治体はこうした人海戦術から解放されるわけがあります。

こうした事例に取り組みまして感じておりますことは、情報連携の仕組みは現代行政にとって、いわば公共財といったような性格を持つのではないかという点です。言い換えますと、情報ネットワークを所管する特定部局が自ら利用範囲を制限して、他の行政機関や窓口に来た市民に対して人海戦術を強いる正当性はないように思います。

先日、地方三団体とも意見交換の機会を持たせていただきましたが、地方団体の側からも、ある行政事務に係る申請の関係で、市民が住民票や戸籍を添付するように必要とされている場面で、当該申請事務と住民票や戸籍の事務は業務としては一体化していると市民には見えるのではないかと。これらは住民票や戸籍に係る事務と違って差し支えないのではないかとといった御意見も寄せられております。

このように、デジタル化を進展すべき時代にあつては、デジタル連携に係る仕組みを特定省庁の所有物のように捉える従前の理解はもはや妥当性を持たず、哲学の転換、つまり公費で構築したデジタルに係る仕組みをみんなで共有して、できる限り有効活用していくというような視点が重要であるように考えております。このように考えますと、今年度は住基ネットワークに関して横展開を計画しておりますが、同様の横展開は早晩、戸籍、また、土地利用関係書類についても進める必要があるように思いました。

今後は、明日8日に内閣府地方分権改革推進室から関係府省への再検討要請が予定されております。要請に当たっては提案団体や地方六団体等からの見解と併せて、重点事項について専門部会としての考え方や論点を明確にした主な再検討の視点も関係府省に対して文書で示すこととしております。

関係府省からは再検討要請に対して、今月27日までに内閣府に対して第2次回答がなされる予定であります。専門部会としても9月中旬に再度関係府省からヒアリングを行い、年末の対応方針の決定に向けて議論を詰めていく予定でおります。

最後に、昨年この段階では検討の方向性が合致している事項は多くありませんでしたが、その後、最終的な取りまとめに向けて関係府省と課題を一つ一つ議論し、数多くの提案を前進させて実現に至っております。今年も同様に今後更に論点を整理して検討の方向性を見直していき、最終的には一つでも多く地方の提案が実現できるよう、専門

部会として努力してまいりたいと考えております。引き続き御指導・御助言をお願い申し上げます。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

専門部会の皆さんには本当に細部まで丁寧に対応していただいていることに感謝を申し上げます。また、課題・問題等の抽出もしっかりしていただいていること、ありがとうございます。

それでは、次は事務局から重点事項に関わる関係府省からの第1次回答の状況や、主な再検討の視点につきまして、今の大橋部会長からの御意見も含めて御説明をお願いいたします。

(平沢参事官) 参事官の平沢でございます。私から資料1、資料2によって、重点事項に係る関係府省からの1次回答及び主な再検討の視点等について御説明させていただきます。

まず、資料1は前回6月の会議にて決定いただきました23の重点事項の一覧で、一番右の提案団体総数欄には提案に賛同する自治体の数を記載しております。

続いて、資料2を御覧ください。資料1で御覧いただきました重点事項について、7月22日から24日の3日間、提案募集検討専門部会の構成員の先生方による関係府省からの1次ヒアリングを行っていただきました。ここでの御指摘や聴取した情報等を踏まえて、関係府省への再検討要請に向けた再検討の視点をまとめました。

以降、事項ごとに御説明をさせていただきます。

左側に重点の番号を書いております。重点の1番でございます。これは住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等を求めるものです。

関係府省からは、住基ネットの利用が新たに想定される事務について、各府省庁や自治体向けに悉皆的に調査を行った上で、具体的な検討を進めるとの回答がありました。

一番右の方ですけれども、再検討の視点としては、公用請求を必要とする行政手続等の処理期間の短縮といった政策的な効果も踏まえ、本人確認情報で足りる事務等は、住基ネットの利用を原則とするよう検討を求めるものでございます。

続いて重点の2です。国の各種補助制度についてJグランツを活用し、情報の一元化や検索の利便性の向上を求めるものです。

関係府省からは、Jグランツは補助金等の概要を一覧して確認できるようになっており、引き続きシステムの利便性向上に向けて取り組むとの回答がありました。

再検討の視点としては、自治体のニーズを踏まえ、間接補助金や自治体向けの交付金についても掲載するように要件を見直すとともに、各自治体に適した補助制度を提案する機能を設けること等について検討を求めるものです。

続いて重点の3です。戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大を求めるものです。

関係府省からは、同システムは戸籍法の趣旨や戸籍情報の機微度から、戸籍事務のためだけに用いることができるものであり、戸籍事務以外及び戸籍担当部署以外での利用はできないとの回答がありました。

再検討の視点としては、戸籍情報が市区町村の戸籍事務に限らず広く利用されていることから、情報管理の方策を含めて同システムの利用拡大、その他、様々な方策について柔軟な検討を求めるものです。

重点の4です。保育施設の給付費に係る加算の整理統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等を求めるものです。

関係府省からは、自治体等の意見を聞きながら加算制度の整理統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの整備に向けた検討を行っていくとの回答がありました。

再検討の視点としては、加算制度の整理統合を検討いただくとともに、施設管理プラットフォームをユーザーにとって使い勝手のよいものとする等について検討を求めるものです。

重点の5番目、犬の登録及び管理方法の見直し等を求めるものです。

関係府省からは、1つ目として、狂犬病予防法に基づく犬の登録原簿のオンライン化については、厚生労働省において全国調査を実施の上、検討するとの回答。2つ目として、犬の登録手数料とマイクロチップ情報登録料の同時徴収については、慎重な検討が必要との回答。3つ目として、マイクロチップ登録情報の利用範囲の拡大については、一定の必要な範囲内で利用可能であるとの回答がありました。

再検討の視点としては、1つ目として、犬の登録原簿管理とマイクロチップ情報登録システムを連携させること、2つ目として、狂犬病予防法の登録手数料をマイクロチップ情報登録時にシステム上で同時徴収とすること、3つ目として、マイクロチップ登録情報の利用範囲の拡大のため、施行規則等の改正を求めるものでございます。

重点の6番目です。景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすることを求めるものです。

関係府省からは意見聴取の手続を経ることを前提とした上で、自治体の負担軽減に資する意見聴取の方法を検討していくとの回答がありました。

再検討の視点としては、意見聴取をするか否かを自治体の判断に委ねること、軽微な変更や都市計画に影響がないものなど、意見聴取を不要とする事項を整理することなどを求めるものです。

7番目、地域防災拠点建設物整備緊急促進事業補助金の交付要件となっている市町村耐震改修促進計画の策定の見直しを求めるものです。

関係府省からは、既に市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、同補助金の交付対象としているとの回答がありました。

再検討の視点としては、自治体と認識の共有を図るため、その旨を新たな通知等によ

り明確化するよう求めるものです。

重点の8番目です。障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直しを求めるものです。

関係府省からは、令和9年度の次回の障害福祉サービス等の報酬改定時に検討する旨と併せて共生型事業所など、児童発達支援等を提供することが可能な既存制度が示されました。

再検討の視点としては、全国一律の基準では中山間地域等において必要なサービスを十分に受けられない児童がいる現状を踏まえ、共生型事業所など、支障の解決につながらない代案ではなく、実効性のある解決策を年度内にお示しいただくよう求めるものです。

9番目、児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直しを求めるものです。

関係府省からは、二重支給防止のため、所得の多寡を基準に支給しており、所得制限撤廃後もその調整は必要であることや、転出予定日をシステムで確認できるよう検討を進めるとの回答がありました。

再検討の視点としては、原則として初回に認定した受給者に継続して支給し、毎年の所得審査を廃止することにより、二重支給の防止及び事務負担の軽減を図ることを求めるとともに、転出予定日の確認については既存システムの改修等を具体的に検討するように求めるものです。

10番目、児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長を求めるものです。

関係府省からは、個別の自治体の意見を伺いながら、経過措置期間が2年以内に収まるかも含めて検討していくとの回答がありました。

再検討の視点としては、地域によって異なる一時保護施設の実情を踏まえ、合理的な経過措置期間を設定することを求めるものです。

11番目、地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和を求めるものです。

関係府省からは、今後自治体や現場の状況を調査し、連携施設の確保に関する経過措置期間の延長及び連携施設の要件の在り方の検討を行うとの回答がありました。

再検討の視点としては、地域の実情に応じた連携施設の要件の見直し及び特例措置の期限の延長の方針を早期に示していただくことなどを求めるものです。

12番目、保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直しを求めるものです。

関係府省からは、地方自治体の実態を調査し、母子保健法に基づく乳幼児健診や専門家の意見も踏まえて検討するとの回答がありました。

再検討の視点としては、早期に調査を行い、年度内の見直しに向けて検討するよう求めるものです。

13番目、民生委員・児童委員の選任要件の見直しを求めるもので、昨年重点事項とし

て御議論いただいた、いわゆるフォローアップ案件です。

関係府省からは、令和5年対応方針を踏まえて、厚生労働省の民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会において論点を整理し、本年の秋頃までに一定の結論を得ることを目指すとの回答がありました。

再検討の視点としては、制度改正を要する場合、令和7年12月に予定されている全国の民生委員改選時に新たな制度の適用が可能となるよう、迅速な制度改正の手続と前広な周知を求めるものです。

14番目、中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直しを求めるものです。

関係府省からは、訪問介護事業は通所介護事業とはサービスが異なるため、訪問介護事業所には一定の基準や職員の資格要件などが必要であることや、一定の場合に認められる既存制度として基準該当居宅サービスが示されました。

再検討の視点としては、基準該当居宅サービスの人員基準等の見直し、通所介護事業所の職員を有効活用できるような柔軟な運用や訪問介護員の資格要件の緩和について、具体的な検討を求めるものです。

15番目、司書教諭の設置義務の緩和を求めるものです。

関係府省からは、司書教諭と学校司書の職務・役割を鑑みれば、司書教諭は教諭でなければ担うことができず、設置義務の緩和は難しいため、司書教諭講習の受講機会の拡大等で対応したいとの回答がありました。

再検討の視点としては、提案団体等へのヒアリングを実施の上、司書教諭講習修了者を増やすための方策について、オンライン・オンデマンド形式の一層の活用を通じた講習の受講期間の多様化などの具体的な検討を求めるものです。

16番目、公立大学法人による出資範囲の拡大を求めるものです。

関係府省からは、具体的なニーズ等を確認して検討するとともに、指定国立大学法人にのみ認められた出資については、公立大学法人が一定の基準を満たすか確認するとの回答がありました。

再検討の視点としては、ニーズ等を柔軟に捉えること、当該一定の基準を明確に示すこと、今後は公立大学と国立大学で同時に制度改正することを原則とすることを求めるものです。

17番目、財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすることを求めるものです。

関係府省からは、年度内の政令改正に向けて検討するとともに、森林信託に関する留意事項を地方公共団体に周知するとの回答がありました。

再検討の視点としては、留意事項の内容を含め、速やかな検討を求めるものです。

18番目、家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすることを求めるものです。

関係府省からは、動物園の飼養動物等から家畜伝染病がまん延するおそれが高いこと等により、殺処分という財産権の制約を伴う措置を求める必要性が低いとの回答がありました。

再検討の視点としては、飼養形態によってはまん延するリスクがあるため、セーフティネットとして殺処分等の防疫措置命令を可能とすることを求めるものです。

19番目、最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入を求めるものです。

関係府省からは、地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分可能であり、法令に反しない限りにおいて条例を定めることもできるとの回答がありました。

再検討の視点としては、独自条例の制定も含め、現行法の裁量の範囲内で取り得る方策の整理・周知、それから、法における独自条例制定の明文化について検討を求めるものです。

20番目、大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直しを求めるものです。

関係府省からは、現行の事務処理基準において、具体的な測定局の数について各都道府県等の状況を踏まえた決定が可能との回答がありました。

再検討の視点としては、現行制度で弾力的な運用がどの程度可能なのか等について具体的なエビデンスを示した上で、大気環境の改善等を踏まえた現行基準の抜本的な見直しを求めるものです。

21番目、建設機械抵当法に基づく建設機械への打刻制度の見直しを求めるものです。

関係府省からは、現行制度において申請者による打刻等が可能であり、その内容を明確化するととの回答がありました。

再検討の視点としては、打刻方法の省令改正による明確化や第三者による打刻が可能である旨の周知の検討を求めるものです。

22番目、建築基準法第86条に基づく一団地認定の区域見直しに係る要件の緩和を求めるものです。

関係府省からは、区域の縮小における全員同意要件の緩和のニーズや地権者への影響を把握した上で、今後の対応について検討するととの回答がありました。

再検討の視点としては、中長期的な視点も含めた区域変更の公益的な意義や、地権者に及ぼす影響等を考慮した上での区域見直しの要件緩和等について検討を求めるものです。

23番目、特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直しを求めるものです。

関係府省からは、全国自治体における条例の実態把握をした上で、今後の対応について検討するととの回答がありました。

再検討の視点としては、条例制定のプロセス自体も大事と考えられるため、条例の実態に加え、自治体の意向や条例制定に求められるサポート等を把握し、取組の一層の進展に向けた観点からの対応を求めるものです。

以上が主な再検討の視点でございます。

後日、内閣府分権室の方から関係府省へ再検討要請を行う際に、提案団体等からの見解とともに関係府省に対して示させていただき、これらを踏まえた検討を要請する予定でございます。

資料2の御説明は以上でございます。

今御説明させていただきました重点事項も含めまして、内閣府と関係府省との間で調整を行う全258件の提案の内容、それぞれの提案に対する関係府省からの第1次回答や、それに対する提案団体等からの見解については、後ろの方につけております参考資料に記載をさせていただいております。字が小さくて恐縮ですが、事前にデータでも送らせていただいていたかと存じますけれども、時間の関係で説明の方は省略させていただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(市川座長) 御説明ありがとうございました。

それでは、これまでの御説明も含めまして、御意見や御質問等をお伺いしたいと思います。ウェブの方は挙手のボタンか実際に手を挙げていただければと思います。

それでは、どなたか御質問・御意見等はございますでしょうか。

それでは、山下議員、お願いいたします。

(山下議員) リモートで参加ということになってしまって恐縮です。

まず、全体を話しますと、再検討の課題で、それぞれ論拠をちゃんと示してほしい、相当具体的に提案されているのでいいと思いますし、特に大橋部会長が最初に御挨拶されたときに、感想として最後に述べられたことと全く同感でして、最初の重点事項のデジタル関係関連の5辺りまでは、確かに情報そのものの特定省庁、その利用に限られて、しかもそれをほかのところには活用させないみたいなことによって、結局紙とか電話とか直接のコミュニケーションに人手がかかっているということがすごく地域で多く行われる。

私自身はこの前もお話しましたがけれども、経済同友会の地域共創委員会で定期的に地方を回っていますと、特に役所で人を介して行われている作業が多いのは、正に大橋部会長がおっしゃるとおりで、情報のデータベースがあるのに共有化されていないみたいなことが存在していると思います。ここは正に国会でもプッシュをするところだと思います。

具体的にお話しさせていただきたいのは、提案の16で指定国立大学の法人のみに認められている大学発のベンチャーに直接出資というのがあるのですが、これは公立大学法人の一定基準を満たしているということの確認、再検討の視点でも書いていただい

る基準そのものも明確にすべきではないかというのはまさしくそのとおりであると思います。

先月も実は帯広畜産大学を訪問して学んだ地域の大学の実態を共有させていただくと、地域発、又は大学発のベンチャーの取組が活発化されているのですが、その行き先でいうと、若者がそのことによって地域にとどまって活躍の場をつくっていく、又は提供されるということにつながっているにもかかわらず、こういう直接出資が指定国立大学のみには認められていないのは、正に疑問視するところだと思っています。是非再検討の視点のところでも、本当に具体的な論拠を示していただくように強く要望していただきたいなと思った次第です。

以上です。ありがとうございました。

(市川座長) どうもありがとうございます。

今、石井構成員にもウェブ参加いただきました。よろしく願いいたします。

それでは、ほかに御意見・御質問等がありましたら、是非お願いいたしたいと思えます。

三木議員、お願いいたします。

(三木議員) 長野県の須坂市長の三木と申します。資料3-2の全国市長会の資料を御覧いただきたいと思えます。市長会の資料でまとめていただいておりますので、これに基づきまして、市の実態について追加で説明させていただきたいと思えます。

(1)のナビゲーションガイドを進めていただくということなのですが、これ大賛成でありまして、具体的なこういうナビゲーションをやっていただくことが市にとっては非常に有り難いことでもあります。これはよろしく願いいたします。

それから、先ほど大橋部会長から御説明いただきましたけれども、デジタル化の推進につきまして(2)で書いてございます。デジタル化の推進が大事だと思えますのは、様々なプラスの要素があると思えます。将来的な財源の問題、それから、人口減に伴う職員の採用の問題、私どもの市は幸いにして1倍を超えておりますからいいのですが、これからだんだん厳しくなると思えますので、デジタル化によってできるだけ職員を少なくすることが大事かと思えます。

それから、市民サービスの向上でもデジタル化と住基ネットの関係が出ておりましたけれども、住基ネットを活用することによって様々なことができます。

一つは災害対応であります。災害のときに避難した場合にマイナンバーカードを使って、本当は避難所でマイナンバーカードをかざすことによって、その避難所に避難したことが分かるだけでも相当違うと思えます。今、災害の場合には自動車避難だとか親戚への避難等がありますので、避難所に来る方が必ずしも昔のように多くありません。その場合に、市としては被災者の方がどこにいらっしゃるかというのを調べるのが非常に大変であります。実際、それを自治会でやっていただいておりますけれども、自治会も非常にアナログ的にやっておりますので、是非住基台帳とデジタル等を活用して全国

一律のシステムをつくっていただければ大変有り難いと思っております。

もう一つ、デジタル化の関係でいきますと、実は市長会でも出ておりましたけれども、ランニングコストがかかっていくということが将来的に非常に不安であります。

もう一つ、現所在地元の企業でデジタル化をやっているのですが、それが全国一律になる方が、費用がかかるといふことも言われております。

以前こういう話があったのですけれども、業者の人に交渉次第によっては安くなるところと、黙っているとそのままの価格のところがありますので、適正価格というのは非常に難しいと思っておりますけれども、是非デジタル化によって費用が増えるようなことがないようお願いしたいと思っております。

それから、ここにも書いてございますけれども、職員の研修等を充実していただきたいと思っております。須坂市の場合にはデジタル化に備えて10年以上前から社会人枠採用をしておりました。おかげさまで、民間企業でデジタルをやっている職員が応募してきて採用したわけでありまして、最近ではデジタルの職員を採用しようと思っても採用できない状況であります。これから自治体がデジタル化をするためには、民間からのアドバイスとともに職員自身のレベルアップが大切だと思っておりますので、研修についても力を入れていただきたいなと思っております。

それから、先ほどもお話のございました長野県の提出ではないのですけれども、9ページの8番、障害児通所支援事業所の関係、それから、17ページの14番、中山間地域における通所介護事業所が長野県でも課題となっております。中山間地においては、こういうサービスを提供する事業者が職員を採用できない状況になっておりまして、実際に閉所しているところもございます。介護保険だとか障害者については、全国ある程度一律のレベルでやる必要があると思っておりますので、これにつきまして工夫をしていただければ大変有り難いと思っております。

先ほど大橋部会長がおっしゃいましたように、全国一律でやることが大変重要だと思っておりますけれども、そのためにはある程度の規制緩和をしていかなければ無理な状態だと思っております。そして、それぞれの地域の実情に合わせた規制緩和をしていただければと思っております。先ほど大橋部会長に2点の重要なことを御説明いただきましたけれども、趣旨に添って進めていただければ大変有り難いと思っております。重ねて大橋部会長を始め、専門部会の皆さんに丁寧に調べていただいたことに感謝を申し上げます。

最後に一つだけ、私は地方分権推進有識者会議の議員となりまして大変感謝しておりますのは、市町村の行政について直接内閣府の方で、それぞれの自治体の声を聞いていただくことが大変有り難く思っております。国の省庁によっては、自治体についてそれぞれの意見を聞いていただく省庁もございまして、市町村の実態を把握されていない省庁もありますので、内閣府のような形で市町村の実態を把握していただくこと自体が非常に有り難いと思っておりますし、全体の本当の課題が解決できますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。本当にありがとうございます。

以上です。

(市川座長) 三木議員、ありがとうございました。

その他、御意見・御質問等がありましたら。

それでは、高橋座長代理、お願いいたします。

(高橋座長代理) 今、御発言を頂戴して、デジタル化と縮小社会における行政サービスの在り方が、今年度のヒアリングの大きなテーマだったのではないかと考えています。

まず、デジタル化です。システムの強化とか整備の声が多くて、これは重要な課題だと思います。しかし、これに加えて、国がシステムを立ち上げるときに、担当の狭い視点でシステムを立ち上げると、実は現場に適合しない、自治体に適用しないシステムが出来上がってしまうということが多々あるのではないかと考えています。これは会計検査院のかなりのシステムが実際は地方に使われていないということが指摘されたところからも明らかだろうと考えています。

そういう点では、例えば提案の2でございますが、Jグランツはもともと事業者向けのシステムとして立ち上がったのですけれども、地域の事業者とか住民に補助金を行き渡らせるのは自治体の仕事でございますので、自治体が実際に使いづらいシステムに現在なっているということが、この提案の一つの背景になっているのではないかと考えています。そういった意味で、実際の現場の声であるとか住民の声をシステムに反映させていく作業が極めて重要だということの一つの表れなのではないかと考えています。

全国市長会から、例えば大橋部会長も御紹介されましたが、将来的には土地に関する全体的なシステムを立ち上げて、使い勝手のいいシステムにしてほしいという声も頂きました。国は縦割りでございますので、縦割りの発想でシステムを立ち上げると、総合行政主体である自治体の職員にとっては使い勝手が悪いものになっていく。そういうところに現場の声を反映させて、使い勝手がいい、国民経済にプラスになるシステムにしていただけないという作業は、今後とも重要なのではないかと考えた次第でございます。これが1点です。

加えて、縮小社会における行政サービスの在り方ということを今回のヒアリングで随分考えさせられました。御発言いただきました重点事項の8と14、中山間地についての御提案でございますが、御承知のように大都市にあっても行政サービスが行き渡らなくなっている地域は実はぼちぼち出てきている現状がございます。そういう意味で、全体としての縮小化の中で、行政サービスのネットワークが弱っている中でも、行政のサービスは撤退できませんので、発想を変えて最適のサービスを当該地域に提供していくという形で、各省庁に総合力、要するにいろいろな資源を統合して一つの機能として行政を成り立たせていく。こういう形で知恵を絞っていただく時期に来ているのではないかなと考えています。

このように、今年度の提案には2つのテーマに象徴的なところがあったことを申し上げておきたいと思います。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、勢一議員、お願いいたします。

(勢一部会長代理) 私も提案検討の専門部会に携わらせていただきましたので、一言コメントをさせていただければと思います。

今回、特に大きいと感じましたのはデジタル化の提案です。更にデジタル化が進んでいるにもかかわらず、それが不十分である、あるいはその恩恵が届いていないというのが多くの提案から感じられた部分になります。特に複数の提案において、アナログな行政によるマンパワーの浪費が今なお続いている。この問題状況が大きく現場の負担になっているというのを実感いたしました。先ほど部会長のコメントでは人海戦術というような表現でしたが、これを解消するのは喫緊の課題だと感じました。特に人口減少の中で貴重なマンパワーをどこに費やすのかというような観点、そういう観点からデジタル化の活用は非常に重要だと思っています。

また、これは先ほど高橋座長代理もおっしゃっておられましたけれども、デジタル化によるシステムがあっても、ユーザーにとって使い勝手が悪ければそれは機能しないわけですので、デジタル化の恩恵を社会で活用していくためには、その制度もシステムも修正が必要という段階になっていると思います。自治体の意見や住民の声を反映するのはもちろんですが、各自治体の現状は既に多様でございますので、より幅広く自治体の意見を聞いた上で、不利益が及ばないような工夫や修正を加えていくような丁寧な手当も必要であると実感いたしました。

もう1点、三団体からのヒアリングをさせていただきまして、個別の提案に関する御意見とともに、計画策定の在り方についても御意見を頂戴いたしました。これは先ほど三木議員からもナビゲーションガイドに触れていただきました。ナビゲーションガイドを評価していただきつつも、それに従った対応がなお不十分であるという厳しい御指摘も頂戴したところです。面的改革という要請に応えていく分野であると思いますので、引き続き丁寧な状況把握とフォローアップが必要であると感じました。今回の提案を実現する議論とともに、計画策定のワーキングでもそうした御指摘を受け止めて、議論を進めていきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、谷口議員、お願いいたします。

(谷口議員) 本年度も丁寧にご検討いただき、関係者の皆様に大変感謝する次第です。

既に多くの御指摘があったとおり、時代の要請からも、地方行政のデジタル化の重要性が提案にも表れてきており、こういった取組に感銘を受けました。

以前も言ったかもしれませんが、日本は人のクオリティーが高いので人海戦術のクオリティーが高く、そのためにデジタル化やシステム化がむしろ遅れてしまった面がある

と考えられます。それゆえに今、システム化・デジタル化というものが急ピッチで進んでいるのは非常に大事なことだと思います。地方公務員数は減っており、行政事務を一層効率化していかなければならないのはご指摘の通りです。

既にできているもの、あるものを有効活用していこうというような御指摘は大変ごもっともで、せっかくなつくつったものをしっかりと多機能に使っていく、いろいろなところで使っていくというのは非常によいことかと思えます。

一方で、これも少し御意見が出ていたところだと思うのですが、デジタル化・システム化というのも実はコストがかかり続けていくといいたいまいしょうか、システムを導入するときのコスト、それに慣れていくコスト、ランニングコスト、そして、システムをアップデートするコストなどがある。システム化を広げていくと、それを維持するコストが広がっていくので、既にあるものをしっかりと活用することはもちろん大事なのですが、何をシステム化していくか、プラットフォームをつくっていくかを考える必要がある。特にデータ化したときに、それを適正に守る、アップデートするというときに、コストがかかりそうな気がしています。

今回の重点募集テーマの1の住基ネットの活用についても、いろいろなところで使っていくということは非常に重要かと思えますが、住基ネットの情報を最新に保つことを考えなければなりません。例えば住民の方が引っ越しをして住民票などを丁寧にアップデートするという行為がないと、住基ネットの情報を幅広く使うことが難しいということもあると思うので、データの質とか最新性を確保する手間がある。

そのためには、住民の方々が個人のアイデンティティを証明しながらも、容易に情報をアップデートできるような仕組みが要りますね。このように、大規模データ化したときのデータのクオリティを維持するコストは結構あると考えられます。住民の方、あるいは自治体の方々が使う利便性を考えながらやっていく必要があるかなと思います。

あと学生と研究していて驚いたのが、いわゆるマイナンバーカードのようなものは、東アジア諸国は割と熱心に普及させるのですけれども、欧米諸国の対応は様々というところもあります。システムや情報のクオリティを維持するのが大変なので、民間に委託したり、システムを多元化して人々が選ぶという形もある。国が一括して国民の情報を管理することに抵抗感を示す人々もいる。多分移民の問題とかいろいろあるのだと思いますけれども、国によって情勢が違うということがあります。

システムやデータ、セキュリティのクオリティなどを維持するコストが大きくなり過ぎると、システム化そのものを見直す場合もあるので、それは我が国としても使えるリソースなどを考えながらどこまでやるのか。住基ネットは非常に大事だから、ここのクオリティはしっかり守るとか、優先順位を考えて進めていくといいのかなと思いました。

以上です。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、後藤議員、お願いいたします。

(後藤議員) 毎年度のことだと思っておりますけれども、膨大な提案について詳細に調査していただきまして、関係の皆様本当に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

地方の提案を実現する方向での検討が進んでいるものも多くあるようで、心強く感じました。

また、対応困難と今のところされている提案についても、今後検討して前向きな回答を得られる場合が多いと伺っていますので、強く期待しております。

私から重点项目的になったことが2つ、参考資料の方で気になったことが2つございますので、4点申し上げます。

重点項目の方でいきますと、重点項目3の戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大につきまして、昔の行政情報化に関わってきた者としては、戸籍情報連携システムがそもそもできたことがよかったなと思うところです。この提案②に、都道府県が地方税の賦課徴収事務を行う際に利用できるようにしてほしいという要望がありまして、詳細は分からないのでどのくらいの必要性があるのか正確には分からないところではありますが、部会からの主な再検討の視点で、戸籍法の趣旨や個人情報の機微といった形式・抽象的な理由から実現困難とするのではなく、柔軟に考えてほしいという御意見がありまして、私も強く賛同するところでございます。

それから、重点項目6は、正に頑張っただけでこられたナビゲーションガイドに関係するところです。第1次回答を見ると、もう少し自治体の判断の幅を広げる余地があるのではないかと思われますので、自治体の判断を尊重する形でご回答いただけることを強く期待しております。

残り2つは参考資料の部分です。参考資料の方は細かく書いてありましたので、余計に目についてしまったのかも分かりませんが、今のところ質問への答えになってなかったり、反論になっていないような回答が少しあるように思います。

参考資料を見ますと、管理番号1の国民健康保険料税率に関する提案への回答から、少し論点ずらしのようなことがなされてしまっており、残念だなと思います。他にも例えば管理番号6や7辺りでも提案と違うところで論点が外されてしまっているようである。これは単純に短期間での回答が難しいという面もあると思いますけれども、提案団体は具体的な支障事例など、根拠を示して提案しておられるわけなので、引き続き誠実に対応いただけるように進めていただければと思います。

最後はふるさと納税に関することです。参考資料では管理番号25-1とか25-2です。ふるさと納税については地方分権に反するような規制強化が少し目立つ状態になっているのではないかと読んでいて懸念しました。具体的には返礼品に関する総務省による事前審査等の規制強化がなされているわけですが、それに伴って、審査に係る事務負

担が総務省の方にも地方自治体にも生じていて現場が疲弊しているとか、審査期間が長引いていて見えない機会損失が非常に大きなものになっているというような声が上がっているところでもあります。更に審査の公平性についても、もっと透明にしてほしいという声が地方から上がっているようでございます。

ふるさと納税の是非についてはいろいろな考え方があるとは思いますが、考え方がどうであれ、地方自治体の事務負担や手続負担を増やすような形で制度を改悪することが決してないようにするのが望ましいと思いますので、是非負担を減らす方向で対応いただけるように進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

私からは以上になります。ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、伊藤議員、お願いいたします。

(伊藤議員) 私も提案募集検討専門部会の構成員として第1次ヒアリングに参加いたしましたので、感想だけ申し上げたいと思います。

デジタル化については既にほかの議員、構成員の皆様がおっしゃっているとおりでありまして、私の方から一つは、これはパターン化されている提案という形になるかと思うのですが、国の方で様々な新しい政策ですとか制度改革を行った場合に、現場のことを考えずに制度設計をしてしまった結果、自治体から提案が出てきているという例が今年度も見られました。

例えば5番の犬の登録の話です。マイクロチップで管理するというのはいいのですが、狂犬病の予防の手数料との関係が恐らくは見落とされていたということで、自治体も困っている部分があるということですか、あるいは9番、10番、子ども・子育て関係の新しい政策を入れたということですが、それに伴って自治体の方でも対応をいろいろ考えたいというような提案があって、国の方で、まだ考えが追いついていないような部分があるのではないかと感じております。

特に期限の延長というのがございまして、一定の期間は経過措置を設けるけれども、その期間終了後には国の定める基準にキャッチアップしてほしいというのが国の立場です。現場では人材も不足していてなかなか対応できないということで、延長してほしいというような提案が例年上がってくるがございますので、政策を考える際に、現場の声をきちんと吸い上げる仕組みを各府省の方でも御検討いただきたいということを改めて感じた次第です。どうもありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、大橋議員、お願いいたします。

(大橋議員) 私も提案募集の方に参加させていただいておりますので、簡単にコメントをさせていただきます。私からは2点ございます。

既に委員の先生方からコメントがあったところですが、去年から見ている、今年も縮小社会におけるいろいろな課題が明確化している案件が見られるということで

ございます。障害者通所に関わる8番とか、中山間地域の通所介護に加えて民生委員の選任要件に関わる話、これは去年からの引き続きの案件ですけれども、これも人手不足に関わる案件ですし、それから、視点を広げると、司書教諭の設置義務の緩和なども人手不足との関係があったり、本当に日本社会が難しい局面に入っていると思われま

す。一方で、昨年、この分権の試みの10年振り返りがありましたけれども、そこでの一つのキーワードが住民視点の重視ということだったかと思えます。いろいろと人材不足等で厳しい局面があって、サービスの質の維持とのバランスというのが非常に難しいのですが、このあたりの問題を考えるにあたって、住民視点ということをも十分踏まえつつ考える必要があると思った次第でございます。

2点目は、少し前から提案募集については共同提案を推奨していて、提案の重要性を測る一つのメルクマールとして、共同提案団体の数がどれくらいかというのがあったかと思えます。

一方で、例えば今年の案件で言うと、17番の財産区の森林の施業・管理を目的として信託を可能とする案件というのは、提案団体総数自体は2団体ということで余り多くはないのですけれども、実際にヒアリングをしてみると、例えば三団体のヒアリングの中ではかなり要望があったりということで、形式的な提案団体だけで切り取ることができない内容もあるのかなと今回感じた次第で、今後、この案件を検討していくに当たっては、その辺を丁寧に見ていく必要があるということをも1次ヒアリングで感じました。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、村木議員、お願いいたします。

(村木議員) 私は専門が若干違うので、一つだけ気になったことを申し上げたいと思います。6番の景観計画の策定変更の都市計画審議会の意見聴取を不要とするという観点があるが私の専門とかなり近いので、これについてだけ申し上げたいと思います。

ほかのものも多分関連すると思うのですが、手続の迅速の重要性は絶対的にあるのだと思います。しかしながら、手続を早く進めようとする、より部門別の縦割りが進むことにもなってしまっていて、部分的にはそれが最適だったとしても、全体最適というのをどのように判断すればいいのかというのが若干気になりました。このシートの最後のところにもありました意見の柔軟な対応の必要性というのは非常に理解できるのですけれども、この必要性というのをどの程度でよしとするのかというところを少し丁寧に考えなければいけないのではないのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。

石井構成員、いろいろとヒアリング等にも御苦勞いただきましたけれども、いかがでしょうか。

(石井構成員) 私の方は、先生方の御発言に追加して申し上げることはありませんけれど

も、部会に参加させていただいてデジタル化関係の提案を伺っている中で、国側の認識と地方の要請がなかなかみ合わないといえますか、そういうケースがあるのを改めて実感したところでもあります。例えば3番の戸籍情報連携システムに関しては、できるだけ柔軟な対応を御検討いただきたいと私も強く思っているところですので、関係の省庁においては、前向きに御検討いただくことを期待しています。ありがとうございます。(市川座長) ありがとうございます。

それでは、大橋部会長、今の皆さんのお話を受けて、お願いいたします。

(大橋部会長) 以前から、提案募集は非常に個別的な制度改善の仕組みの色彩が強いという御指摘があって、市川座長からも横展開ということをやらずと指摘頂き、最初にやったのは計画がトップバッターだと思います。それに続くような形で、今年は住基というような形の横展開を図っておりますが、そういう中で、先ほど申し上げたように類似の戸籍だとか、土地利用関係についてもそういう横展開の見通しがつくのかもしれないというところに気がついたわけです。

そういうような形で横展開という観点で見えてまいりますと、この間も三団体の方とお話をしたのですけれども、国に直接申請すればいいようなものを、都道府県を経由しているという経由事務が数多くあります。ただ、これを簡単に飛ばしてしまうと、都道府県が実態を把握する機会を失ってしまうので、そのデータを見るようなことを担保しながら経由を外していくことの提案が一群としてありますので、こういうものは横展開の例かなと思いました。

それから、今日お話がありましたけれども、サービスの質が全国的に向上していけばいいのですけれども、そもそもサービスの提供が成り立たない中山間地のようなところについては、とにかく空白を生まないという基本哲学の下に質にかかる基準の特例緩和を求めていく提案は、これもシリーズものとしていろいろなところにあるので、これも一括で捉えていく必要があるのかなという気がしております。

このほか、今は自治体が間に合わないという理由で、期間延長で5年とか設けて、5年たつと、また延ばしてくださいという形で非常に画一的にやっているのですけれども、自治体はそれぞれお考えになって計画的に自分でソフトランディングできるように管理されているわけです。そうだとしますと、新制度移行に当たって自治体の状況に応じた配慮を求めるようなシリーズもいろいろ出てきているような気がいたします。

さらに、今年新しいのは建築協定とか一団地認定とかという形で、最初に制度発足時には全員合意で、全員同意でなければ以後変えてはいけないという仕組みのものがあって、どうも実態を見ると、最初に始めるときには事業者が1人で同意したことにして、その後に分譲して、利害関係者が多くなって、20年、30年たった後では全員同意が取れなくて制度の変革がうまくいかない仕組みが見られる。

自動車で例えるとエンジンはかかるのですけれども、ブレーキがどこにあるか分からないような仕組みがあって困っているというような全員同意シリーズのようなものも、

自治体の方でいろいろ声を上げていただけると、そういう問題点を顕在化できるのかなと思いました。今申し上げたようなところについて何かお考えがあるような自治体があれば、是非そういう形での提案をしていただきますと、更に横展開が進むのかなという、そんな感想を持っております。

(市川座長) ありがとうございます。

今のは非常に重要な御指摘です。類型化できるような課題について、事務局、何か御意見等がありますでしょうか。

(坂越室長) 御指摘のとおりだと思いますので、一つ一つの提案が類似のものもすごく多くあって、提案のない部分についてもアナロジーでやるべきものはすごくいっぱいあると思っています。特に全国一律の基準で空白地帯を生んでいるような話はシリアスな話なので、今回2つ象徴的な提案を頂いていますけれども、多分たくさんあると思います。これは正に住民サービスに直結する話なので、御指摘いただいたように、横展開を図れるものについては、今年はこれで今やっていますけれども、次年度以降の重点テーマに挙げるなど、力を入れてやっていく必要があるのかなと思っています。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

引き続きまして、追加の御意見等がございましたら、是非お願いしたいと思えます。参考資料がかなり多く、先ほど後藤議員からも参考資料について少し御意見ありましたけれども、事務局の方、参考資料について付け加えることはございますでしょうか。

(平沢参事官) 特に一つ一つあれなのですけれども、これも事務折衝といいますか、一個一個各省と現在進行形でやっておりますので、できる限り実現の方向でやっていきたいと思っております。

(市川座長) 個別に本当に細かく議論を頂いているところでございます。

それでは、三木さん、お願いいたします。

(三木議員) 各省庁で改善したり見直したことをもっと国民の人たちに知っていただくことが大事かなと、相当努力されて、各省庁も前例主義や何かでやっているのを改革するのは実は大変だと思うのです。そういう面でもやっていただければいいのかなと思って、私も市長会の方に、改革してもらった実例について市長会で全国の市長に知ってもらうような仕組みづくりができないかというのを提案していきたいと思えます。

それから、今、大橋部会長の方から様々な意見が出たのですけれども、県と市町村との関係なのですが、長野県の場合もいろいろありまして、県職員が非常に親切に相談に乗ってくれる場合と、もう一つは、国に聞いてみなければ分からないという答えもあるのです。実際に国に聞いてみますと、国の方が柔軟な場合もあるのです。だから、県と市町村と国との在り方についても、長野県を非難するとかではなくて、職員の対応なのですけれども、そういうのもこれから私としても今のお話をお聞きしたもので、県と長野県の市の在り方について、お互いにいい市民サービスをするような方向で検討してい

かなければいけないかなということを感じました。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございます。

ほかに何か、よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようでしたら、今ちょうど議論が始まったばかりですので、各構成員、議員の皆様の御意見も参考に、専門部会の皆様には本当に御苦勞をかけますけれども、是非省庁との調整を引き続きお願いしたいと思います。

それでは、特にないようでしたら、少し時間は早いですけれども、本日の会議は閉会とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)